

別紙 被告国の主張一覧表に対する反論
番号は、訴状別紙の通し番号である。ここでは、被告国は単に「被告」といい、被告が主張する「中学校段階における合理的一般人」を単に「生徒」という。また、原告以外の各社の申請図書に言及するのに「△△社の申請図書」と言わずに単に「△△社」ということにする。

1 被告の主張は成り立たない。

第一に、被告は、検定方針として、建物が復元である場合には、「復元」と明示することが求められるが、一方、設備や道具についてはその限りではないと主張する。

そのような検定方針を示す文書開示を求める。一求釈明1

しかし、この主張は根拠がない。そもそも、「復元」とは何かが問題である。文科省の下部機関である文化庁の文化審議会は、復元を次のように定義している(甲第5号証)。

「歴史的建造物の復元」とは、今は失われて原位置に存在しないが、史跡等の保存活用計画又は整備基本計画において当該史跡等の本質的価値を構成する要素として特定された歴史時代の建築物その他の工作物の遺跡(主として遺構。以下「遺跡」という。)に基づき、当時の規模(桁行・梁行等)・構造(基礎・屋根等)・形式(壁・窓等)等により、遺跡の直上に当該建築物その他の工作物を再現する行為をいう。(下線は原告)

上記定義によれば、「歴史的建造物の復元」とは、その建造物があったその場所に、当時と同じ規模構造などの建築物を再現する行為をいうのであり、ここでの「長屋」は深川江戸資料館内にあるのであるから、生徒が、この写真を見て、江戸時代の長屋の実物そのものであると誤解することもあり得ない。

なお、通常の国語辞典においても「元の形態・位置に戻すこと」とされており、「元の位置」が不可欠の要素として含まれている。

第二に、被告は、「長屋の一角」及び「四畳半」を示す写真は「建物を表す写真と理解できる」としている。しかし、これは失当である。「長屋の一角」は、「神社の境内」と同じ型の日本語表現である。「神社の境内」では、建造物としての神社に関心があるのではなく、「神社の境内」で繰り広げられる祭りや人々の生活に関心が向けられている。同様に、「長屋の一角」とは、長屋の建物に関心があるのではなく、そこで繰り広げられる江戸の庶民の生活に着目しているのである。従って、「長屋の一角」というキャプションの文言を根拠に、「復元」と書かれていないことを教科書の欠陥とみなすことは根拠がない。

第三に、被告は、学び舎に検定意見をつけなかったことについて、「共同井戸」「便所」及び「ごみ溜め」はいずれも設備ないし道具類であるから「復元」の記述は要らないとしている。しかし、自由社も、同じ対象を同じアングルから撮影した類似の写真に掲載し、「長屋の一角。稲荷(右奥)、井戸(右手前)、ゴミ箱(左手前)、厠(左奥)」とのキャプションをつけており、「長屋の一角」は上述のとおりで建物を対象としておらず、他

はいずれも設備ないし道具類であるという点で、学び舎のケースと何ら変わるところはない。それにも関わらず、学び舎を合格とし、自由社を不合格とするのは明らかなダブスタ検定である。

第四に、「四畳半」についても同じ論理が成り立つので、論証は省略する。
以上の通り、被告の反論には根拠がなく、従って本件検定は違法である。

2 被告は、「エルサレムの旧市街とその城壁群」を構成する遺産の写真に「世界遺産」を示す表記がないことを検定意見の理由とする。

しかし、この主張は成り立たない。本件申請図書のキャプションは、「エルサレム」という都市名であり、被告が挙げている「エルサレムの旧市街とその城壁群」ではない。被告は事実をすり替えている。訴状で述べたとおり、原告が、「エルサレム」の写真に世界遺産のマークを付けなかったのは、世界遺産はあくまでエルサレムの「旧市街とその城壁群」であり、本資料は具体的な建物などを説明しているのではなく、エルサレムの地を単に画像として示しているにすぎない。京都という地名に世界遺産をつけないのと同様の理屈で、ここで世界遺産マークを付けるのは不適切である。つまり、本件申請図書の「エルサレム」は、世界遺産である「旧市街とその城壁群」を指しているわけではなく、「エルサレム」の土地が、「ユダヤ教・キリスト教・イスラム教の3つの聖地が重なっています」ということを示すためだけのものである。

さらに教育出版の供給本（検定後生徒に提供する完成本）では上記世界遺産マークのついていない部分も新たにつけている。これは原告が反論したからそれを糊塗するために文科省が教育出版に訂正申請を求めて付けさせたものと考えられるが、「初出のみにマークを付ける」との原則はどこへ行ったのか。（甲3の111頁参照）

以上のとおり、被告は原告の主張について何ら答えておらず、その主張には根拠がない。従って、本件検定は違法である。

3 被告は、ロンドン海軍軍縮条約の補助艦について、単に割合のみの記述であれば、概数である米英日で10:10:7でもよいが、本件申請図書では、「米英日の補助艦の比率が10:10:7に定められ、危機感を抱く軍人も増えました。」とあるから(乙A27の03の1、甲1の225頁)、日本側が米英に対して7割の目標を達成できなかったことを理解させる必要があるので、不正確である、せめて、「約7割」とか「ほぼ7」のようにすべきであると主張する。

しかし、「7割」が達成されなかったことが軍人の危機感につながったとする被告の理解は不正確である。そもそも、この問題の根本にさかのぼれば、緊縮財政をかかげて軍事費を抑制したい浜口内閣は軍縮条約締結に前向きだったのに対して、海軍(軍令部)は交渉前から条約締結自体に反対だったのであり、そのロンドン軍縮条約が締結されたことにより危機感を持つ軍人が増えたのである。

特に、6.975を問題にしたのは浜口内閣の野党・政友会であり、鳩山一郎が統帥権干犯の可能性があると政局にしたのである。対米英7割が達成されなかったことのみによって危機感をもつ軍人が増えたように考える被告の主張は当たらない。

さらに言えば、翌年の検定再申請教科書(甲第4号証)では、「米英日の補助艦の比率がほぼ10:10:7に定められ、危機感を抱く軍人も増えました。」と記述して検定を合格した(同号証225頁)。しかし、「ほぼ」の追記だけで合格としたところで、これを読む生徒は、被告の主張するところの、軍人が危機感を抱くことになった原因について全く理解できない。被告の主張通りなら「米英日の補助艦の比率が対米7に達しなかったので、危機感を抱く軍人も増えました」としなければならぬはずである。主張との明らかな矛盾が生じている。

また、教育的観点からみれば、単に数字を羅列する他社の教科書よりも本件申請図書の記述の方が当時の世相を伝えていて、はるかに望ましい。当時の世相の全体を無視して政界の党利党略の問題に結び付け、それをもって検定意見を無理に付け加えることは検定の趣旨に反する。

帝国書院や日本文教出版の申請図書を読んだ生徒はロンドン海軍軍縮条約を正確に理解し、本件申請図書を読んだ生徒は同条約を誤って理解するなどということがあるはずはない。この箇所では生徒に何を教えたいのか。補助艦の保有割合が対英米7割に届かなかったことを教えるのではなく、「軍縮の時代」がやって来て、軍人が不満のタネを抱えていたことを生徒にわからせることが目的なのである(甲2の109頁)。従って10:10:7の記述に何の問題もない。甲2の108頁、甲3の110頁参照。

以上の通り本件検定は明らかなダブスタ検定であり、従って違法である。

4 被告は、「ヤマト」という言葉には地理的範囲を指し示す用法もあるのに、本件申請図書の記述（乙A27の04の1、甲1の36頁）はその用法が排除されているから誤りである、という。

しかし、「大和」は律令制下において現在の奈良県にほぼ相当する地域を指す旧国名であり、「大和朝廷」という表記はこうした誤解を生む可能性がある。「ヤマト王権」という表記にその「大和」の地名との混同をさける意味があるのは明らかである。このことはヤマトに地理的範囲を指し示す用法があることを何ら否定するものではない。被告の主張は当たらない。

帝国書院の表記もまさに同じ趣旨に基づくものであり、自由社のそれと異なるものではない。それなのに、本件申請図書だけに検定意見を付したことは、典型的なダブルスタンダード事例である。

5 被告は、本件申請図書の、「⑤惣の掟の例」において、3か条の掟の例が掲げられているが（乙A27の05の1、甲1の89頁）、これは異なる時期に出された3つの掟を囲みで並べており、同一の時期・機会に成立したものと誤解するおそれがあるとする。

しかし、本件申請図書の「惣の掟」は、実は同一の時期に成立したものである。

まず、文安5年（1448年）11月14日に次の2か条が成立した（乙A28の05の1）。

- ① 寄り合いに2度連絡しても参加しない者は、50文の罰金
- ② 森の苗木を切った者は500文の罰金

そしてその掟が継続する中、延徳元年（1489年）11月4日に改訂が行われた。

②が、森の苗木を切った者は村人からの「身分を奪う」と改められ、さらに

③よそ者を保証人もないのに住まわせてはならない。

が新たに1か条追加された。

文安5年に作られスタートした掟は、延徳元年にも当然継続されており、その上で一部改訂がなされている以上、自由社の掲げた3か条は「延徳元年時点」で同時に成立しているのである。「同一の時期・機会に成立していない」という文科省側の指摘は明らかでない間違ひである。

そもそも、成立時期が異なるかどうかということが、ここで何の意味を持つのか。この資料では生徒が中世において農村でも自治が進み、掟が作られてきていたということを理解すれば足りるのである。この事例は、本件検定意見が本件申請図書の検定意見数を増やすために付けられたものであることを強く推測させる。甲2の74頁、甲3の108頁参照。

これはダブルスタンダード検定（ダブスタ検定）であり、従って違法である。

6 被告は、日本オリンピック委員会（JOC）の公式ホームページにおいて「93の国と地域」とあり、また、当時の大会組織委員会の公式報告書や報道、日本史の主要な辞典類において東京オリンピックの参加国数が「94か国」とされているので、「93の国と地域」及び「94カ国」という2つの表記のみを典拠のあるものと認め、それ以外の表記を認めないという立場を表明した。従って、「93カ国」と書いた本件申請図書の記述（乙A27の06の1、甲1の269頁）は誤りであると主張する。

しかし、本件申請図書の記述は、前回の検定では同じ記述であるにもかかわらず、検定意見（誤りであること）がつかなかったと反論したところ、文科省は、「改めて精査した結果」「94か国」が正しいというのである。今回の被告の主張においてはこの点は触れられていない。被告が、前回、検定意見を付けなかったことは誤った行政行為であると認めるのか、釈明を求める。一求釈明2

被告は、東京書籍及び学び舎では、「93の国と地域」となっているというが不正確である。東京書籍では「93の国と地域から5152人の選手が参加」とあるが（乙A27の06の2）、学び舎では、「1964年に東京でオリンピックが開かれた。2020年の大会と比べて、参加国はどう違っていたか。」との見出しがあり、本文で、「参加した国と地域には、新たに独立したアジア・アフリカの国々が加わり、それまでで最高の93となりました。」、また同じページの中の枠の表で、「参加した国・地域」として「93」ある（乙A27の06の3）。文科省が認める「93の国と地域」という表記になっていない。

上記被告主張の「93の国と地域」というのは「93の国と1つの地域」、つまり合計94の「国」と「地域」の意味であるのか、93の「国・地域」であるのか不明である。これは生徒に誤解を与える表現ではないか。上記いずれの意味が明らかにされたい。一求釈明3

なお、日本文教出版は、令和2年度に、既に検定に合格した「94カ国」という表記を誤記であるという理由で訂正申請し、文科省はそれをそのまま認めた。これによれば「94カ国」は誤りということになり、被告の主張する検定方針と完全に矛盾する。釈明を求める。一求釈明4

いずれにしても本件はダブスタ検定である（甲3の107頁参照）。従って本件検定は違法である。

7 被告は、本件申請図書、「1804（文化元）年にはレザノフが派遣されて幕府に通商を求めました。幕府が鎖国を理由に拒否すると、彼らは樺太や択捉島にある日本人の居留地を襲撃し日本人を殺傷しました。」の記述について（乙A27の07の1、甲1の156頁）、レザノフ自身はカムチャッカからシベリア経由でロシアへ帰国する道中であり、ロシアによる樺太及び択捉島の襲撃には参加していないから誤りであるが、他方、山川出版では、「レザノフの部下が樺太（サハリン）や択捉島を襲撃する事件が起こった。」と明記されており（乙A27の07の2）、また、育鵬社（乙A27の07の3）の記述は、「ロシア使節レザノフが長崎に来航し（中略）幕府は応じませんでした。そのため、ロシア船が樺太や択捉島に攻撃を加えてきました。」とあり、中学校段階の合理的一般人において、「レザノフ」本人が攻撃したものとの誤解が生じるおそれはないから正しいという。

しかし、上記被告の主張は論点のする替えである。そもそも、検定意見は、「幕府の通商拒否と日本人居留地襲撃との時間的關係」が問題であると指摘したのである（乙A18の26枚目番号241の個所）。そこで原告はその点について他社（山川、育鵬）の記述を挙げて、自由社のものと何が違うのか、ダブルスタンダード事例ではないかと主張したのである。しかし、上記被告の主張は、この点には一切答えず、「攻撃の主体がどこだったのか」に論点をずらしている。元々の検定意見で「攻撃の主体」が問題になっていない以上、ここでそれについて論ずる必要性はない。原告は被告に対し、被告が原告の主張する争点について明確な答えを求める。

なお、原告の平成26年度検定の際には同じ記述で合格していることをもう一度強調しておきたい。

本件もダブスタ検定であり、違法である。甲2の96頁、甲3の106頁参照。

8 被告は、本件申請図書の「日本と中国の紛争においてアメリカは中国を支援し、日中戦争が始まってからも援蒋ルートによる支援を続けたので、日中戦争は泥沼化した」との記述は（乙A27の08の1、甲1の253頁）、日中戦争が長期化したことについては複数の要因があるのに、「日中戦争は泥沼化」した理由が「アメリカは中国を支援」したことのみ求められると誤って理解するおそれがあると主張する。

しかし、歴史上の事件の要因がただ一つなどということはほとんどあり得ず、日中戦争が「援蒋ルートによる支援を続けたので、日中戦争は泥沼化した」との記述から、日中戦争の長期化が「援蒋ルートによる支援」だけが原因であるなどと生徒が理解するとは思えない。

「援蒋ルートによる支援を続けたので」の記述がある同じページの本文で、「蒋介石は米英仏ソの支援を受けて、戦争を継続しました。こうして、中国大陸の奥地まで戦場は拡大し、戦争は泥沼化した」とあり、同じページの地図で北から右回りに「ソ連ルート」「香港ルート」「仏印ルート」「ビルマルート」「ヒマラヤルート」の矢印で米英仏ソの支援を示している。さらにその地図の説明文では、「中国南部の奥地に立てこもった蒋介石に、日本軍の手の届かない南方から援助物資を届けるため、アメリカ、イギリスはビルマ（現在のミャンマー）や仏領インドシナ（現在のベトナム）が山岳地帯を抜ける道路を整備しました」と記述している。それでも生徒は「日中戦争は泥沼化」した理由が「アメリカは中国を支援」したことのみ求められると誤って理解するおそれがある」とは到底いえない。

そもそも本件申請図書の上記記述は、さくらさんのノートというコラムであり、「②日本とアメリカの関係が悪化していく道のりを順を追って書いてみよう」という問題の答えである。アメリカとの関係を問われているのであるから、アメリカに限定して書いていることに何の問題もない。

日中戦争が長期化したことの要因が複数あることは、上に述べたように本文にしっかり書かれているので生徒が誤解する恐れはない。

このように、原告以外の上記3社の申請図書と自由社との間に本格的な違いはなく、これはダブスタ検定である。甲2の214頁、甲3の105頁参照。

9 被告は、学習指導要領では、「聖徳太子の政治」を取り上げる際には、聖徳太子が古事記や日本書紀においては、「厩戸皇子」などと表記され、後に「聖徳太子」と称されるようになったことに触れること」を要求しているのに（乙A29）、本件申請図書では「聖徳太子は皇族の一人として生まれ、古事記や日本書紀では厩戸皇子などとも表記されています」と記述されており（乙A27の09の1、甲1の44頁）、後に「聖徳太子」と称されるようになったと記述されていないから不適切であるという。

しかし、本件申請図書において、「④聖徳太子の事績年表」中、「574 聖徳太子（厩戸王）誕生」とある記述しており（甲1の46頁）、後に聖徳太子と称されることになったことが明らかである。

育鵬社でも後のページで「厩戸皇子」に触れている点は本件申請図書と同じである。これはダブルスタンダード事例である。甲2の192頁、甲3の104頁参照。

もともと原告は、「後に「聖徳太子」と称されるようになったことに触れること」との指摘は、（甲1の）46ページの本文で厳密に指導要領の文言どおりの記述を求めていると理解するなら、古代の天皇の漢風諡号はすべて「後に」称されるようになったものであるから、聖徳太子についてのみそのような扱いを求めていると解釈するなら、他の天皇の扱いとの不整合は耐えがたいものとなる。原告のこの指摘について、文科省は一切対応していない。

以上の通り、被告の主張は成立せず、従って本件検定は違法である。

10 被告は、「[歴史的分野]」の学習指導要領において、「近世の日本」の学習の一部をなす「幕府の政治の展開」の中に、「社会の変動」、「欧米諸国の接近」、「幕府の政治改革」等の小項目が含まれる構成となっているのに、本件申請図書では、「欧米諸国の接近」の小項目が「近代の日本」の中の「第4章 近代日本の建設」の第2節「明治維新と近代国家」の冒頭に置いているので（乙A27の10の1、甲1の156、157頁）、学習指導料領に反すると主張する。

これに対し原告は、他の二社の教科書でも、自由社と同様の扱いとなっていることを指摘した。すなわち、帝国書院でも、「外国船の来航と幕府の対応」という小見出しが「第4章近代国家の歩みと国際社会」という「近代の日本」の一部を構成する章の中に置かれている（乙27の10の2）。また、日本文教出版でも、「外国船の接近」という小見出しが「ゆらぐ幕府の支配」という単元の中に置かれていて、その単元が「第5編近代の日本と世界」の第1章「日本の近代化」という「近代の日本」の一部を構成する章の中に置かれている（乙A27の10の3）。さらに、とりあげるトピックも、間宮林蔵、異国船打払令、蛮社の獄の3つで、本件申請図書と同じ内容である。以上のことから、これは自由社のみを検定不合格とするためのダブスタ検定であると主張した。

この原告の指摘に対し被告は、他の二社を救い出すための理屈を展開した。それは、近代に配置されていても近世の学習内容であることがわかるようになっていれば認める、という新しいルールである。その裏付けとして述べているのは、二社とも右端に歴史年表が掲示されているから、その学習内容が近世に属することがわかるというのである。しかし、それがどんな意味があるのか理解不能である。こじつけとしか思えない。学習指導要領が、学習事項を「近世」と「近代」に割り振ったというなら、厳密に守らせるのが当然で、アドホックに規則を導入して、特定の教科書については基準を緩めるというのは全く納得できない。

以上のように、この件はダブスタ検定であることは免れず、従ってこの検定は違法である。甲2の132頁、甲3の103頁参照。

11 被告は、本件申請図書には、『春日権現験記絵』（宮内庁三の丸尚蔵館蔵）を掲げ、「春日大社に着いた白河上皇と、お供の貴族、警備の武士、僧兵たち。」と説明が付されているが（乙A27の11の1、甲1の70頁）、このうち、「警備の武士」は「警備の武官」と記述されなければならない。なぜなら、武官とは、律令制化における軍事警察関係官庁官人の総称であり、武士とは、平安時代後期以降の武にかかわる者の存在をいい、武を職能とする集団またはその構成員のことであったとされているからであるという（乙A28の11の1）。

被告は、原告のダブスタ検定であるという批判に対し、どのように反論しただろうか。まず、令和元年度に検定に提出した当該二社の検定申請図書のキャプションの記述を書き出してみる。

【本件申請図書】春日大社に着いた白河上皇と、お供の貴族、警備の武士、僧兵たち。
【帝国書院】白河上皇と警備する武士 牛車に乗った白河上皇が春日大社（奈良県）に到着した場面です。周囲には同行してきた貴族や警備にあたる武士たち、参列した春日大社の僧たちが居並んでいます。（乙A27の11の2）

まず、本件申請図書のキャプションに登場する上皇および他の人々絵とを対応させてみよう。

- ・「白河上皇」は、中央の牛車の中におられる人物
 - ・「お供の貴族」は、牛車の前にいて牛車を引く人々と、その左手に黒い正装で杓を手にして並んで座っている人々、および牛舎の右側に並んで座っている人々である。この最後のグループは武官であるが、彼らも実は貴族である。だから、「貴族」と「武官」を別の存在であるかのように並置することは、論理的に不適切である。
 - ・「警備の武士」は、その貴族の背後、左手に侍っている人々
 - ・「僧兵」は、さらにその左手奥に座っている白装束の人々
- となる。

以上の通りであるから、本件申請図書のキャプションに何の問題もない。

ところが文科省は、この中の「武士」が「生徒が誤解する表現である」として検定意見を付け、翌年の検定では、「武官」に変えさせて検定合格としたのである。

しかし、これは大きな誤りである。文科省の指示に従えば、この絵の中に武士は存在しないことになるが、では、並んで座っている左手の貴族たちの背後にいる武装した人々は武士ではないのか、どのような論拠から彼らは武士ではないと言えるのか、何の説明もなされていない。

次に、令和3年、参議院文教委員会で、松沢成文議員（維新）が質問し、文科省の検定意見がダブルスタンダードであることを指摘した。それに対し、文科省は帝国書院の図の説明文には「警備する武士たち」と「たち」がついているから、その「たち」の中には武官が含まれるから問題はない、という答弁であった。この答弁は支離滅裂で、何

の反論にもなっていない。本件申請図書に対しては絵の中に武士はいないとしておきながら、帝国書院に対しては武士の存在を許容しているからである。

ところが、今回の反論で被告は、帝国書院が正しいことの理由を変更し、帝国書院の絵は自由社よりも広い範囲をトリミングしており、右側に3人ほどいる人物が武士である、と言い出したのである。これは恥の上塗りと言うべき対応であり、被告はますます苦しい悪循環に陥っている。

文科省の論理の破綻を裏付けるような事実がある。帝国書院は令和3年の訂正申請で、「武士」の語を「武官」に変えて提出し、文科省はこれを承認した。これは文科省が実際には、帝国書院に「武士」の語の使用を認めたのはダブスタ検定にあたるものであることを認識していたことを示すものである。

以上のとおり、今回の反論は全く成立せず、令和元年度検定は明らかなダブスタ検定であるから、違法である。

12 被告は、東京書籍の記述では「この章では」と明記されているが(乙A27の12の2)、本件申請図書では何の指示もないから一般的な記述と認識するおそれがあるというが、本件申請図書でも、「下の〈まとめ図〉を見ながら」という記述があり、その〈まとめ図〉には、きちんと「第1章 古代までの日本〈まとめ図〉」と書いてある(乙A27の12の1、甲1の68頁)。これを見ながらの兄弟の会話が前提であり、理解できないはずがない。

さらに本件申請図書を通観すれば、人類の誕生から(甲1の20頁)、世界の古代文明(甲1の22頁以下)。そして日本の縄文(甲1の30頁以下)、弥生時代から国家の形成(甲1の34頁以下)、律令国家の発展ときて(甲1の44頁以下)、中世に入る前に、「(兄)」の一段目の吹き出し中、「古代までの日本は、約20万年前のアフリカでの「ホモ・サピエンス」(知恵のあるヒト)の誕生から、11世紀末の摂関政治の終わり頃まで、とても長いね」との記述が続くのであり、生徒は十分に理解できる。甲2の116頁、甲3の100頁参照。

何とか本件申請図書に無理に検定意見を付けようとした違法検定である。

13 原告は訴状において、以下のとおり主張している。

地図上で、氷河期には地続きだった朝鮮半島から渡ってきたナウマンゾウは本州から見つかる。一方、深さ 100m以上あった津軽海峡は、氷河期でも地続きにはならなかったが、人は氷の上を歩いて本州に渡ってきた。しかし、体重が重いマンモスは渡ることが出来ずに、マンモスの化石は北海道からしか見つからない。以上のことを自由社 p 21 の地図は表している。

検定意見は、自由社検定申請本の地図で津軽海峡が本州と地続きとなっているように見えるので、上記の説明と矛盾する、という意味である。

しかし、それを指摘するなら、東京書籍 p 30 の地図でも、津軽海峡は陸続きのように見え、さらに、悪いことに、朝鮮半島ルートは海で隔てられている。従って、矢印で示したナウマンゾウの移動経路は成り立たない。それにもかかわらず、検定意見はついていない。この時点でダブルスタンダード検定が確定する。

この教材を取り上げている全社の扱いを、検定の論理で一覧表にすると次の通りである。

	津軽海峡ルート	朝鮮半島ルート	検定意見
正解	海	陸続き	
自由社	陸続き	陸続き	×
山川	陸続き	陸続き	○
帝国	陸続き	海	○
東書	陸続き	海	○
日文	海	海	○
教出	海	海	○
学び舎	海	海	○
育鵬社	判別不能	判別不能	○

文科省の基準による正解は一社もない。それなのに、自由社だけが欠陥箇所とされ、他社はすべて不問に付されている。ダブルスタンダード検定である。

なお、補足すれば、北海道のナウマンゾウについては、マンモスのように大陸北回りで入って来たとする説がある。つまりナウマンゾウは西回りの朝鮮半島経由で本州に入った経路と北回りで北海道に至った経路の二つの経路が考えられている。甲 3 の 99 頁参照。

これに対し被告は真理値には全く関心を示さず、地図と説明の整合性にのみ着目した議論を展開した。当時の実際の状況を不問に付す態度は学問的でなく、正しくない。

よって被告の主張は誤った前提に立っており、ダブルスタ検定の批判は免れず違法である。

- 14 被告は、「依然として朝鮮半島からの伝来ルートが有力（すなわち支持を集めている考え方）」であると述べているが、稲作の伝来ルートについての学説状況についての認識が原告とあまりに異なる。

近年の発掘で九州北部の稲作は朝鮮半島よりもはるかに早いこと、稲作は、むしろ日本から朝鮮半島に伝わったと考えるべきことが明らかになっている。又、長江流域から直接伝わったという説も有力となっている。農水省の見解も中国大陸からの直接伝來說に近い。

とはいえ、原告は稲作が長江流域からのみ伝来したと断定しているわけでない。稲作の伝来ルートは、①北方説（朝鮮半島経由）、②南方説（南島経由、黒潮ルート）、③直接渡來說（中国大陸から直接）、の3つが唱えられてきた。その中で、最近の学説動向を考慮して、「稲作は、長江流域から伝わったものと考えられるようになりました」と記述したものであり、この表現はむしろ断定をさけるためのものである。

訴状で原告が主張したように、この3つのルートのうちで農林水産省の考える最有力説は中国大陸からの直接伝來說であるから、それに触れてかつ断定しない本件申請図書の方が生徒にとって理解しやすい。甲2の151頁、甲3の96頁参照。

なお、朝鮮半島経由説は、以前は当然のように考えられていたが、きわめて可能性が低くなってきたのが現在の状況である。にもかかわらず、半島経由説はOKとし、大陸からの直接伝来という最も有力な説を「不合格」とするのは、調査官の主観による独断であり、検定の趣旨に反している。どちらとも断定できない場合は、両説を許容するというのが「検定」のあるべき判定である。一つの説でなければならないということはない。

被告は、帝国書院の申請図書（乙A27の14の2）が、16頁で、本件申請図書と同様の図を掲げながら、本文中（27頁）に、「中国や朝鮮半島などから北九州へ渡来した人々が稲作を伝え（後略）」と書いているから、生徒は誤解しないというが、むしろ逆である。図で全く触れない稲作のルートが別のページの本文に断定的に書かれれば生徒はむしろ混乱するのではないか。被告の言葉を借りれば、まさに、「説明と図が整合しているとはいえ、中学校段階の合理的一般人は双方の関係性を理解することが困難である。」となる。

よって本件はダブスタ検定であり、従って違法検定である。

15 被告は、仏教公伝の年については、538年に伝来したとする説と552年に伝来したとする説があり、通説的考え方がないため（乙A28の15の1）、年次を特定して記述するのであれば学説状況に照らして双方の説に触れて記述する必要があるのに、本件申請図書には「(前略)552年、金銅(銅・青銅の金メッキ)の仏像と経典を大和朝廷に献上しました。これを仏教伝来といいます。」とのみ記述し（乙A27の15の1、甲1の44頁）、538年説に触れず、552年に伝来したとする説の考え方を断定して記載しから検定意見を付したという。

被告は、仏教伝来の時期に関する山川出版社（乙A27の15の5）や東京書籍（乙A27の15の4）の「6世紀半ば」という表現は、538年と552年の両方を包含するから検定意見をつけなかったという。

しかし、それならば、訴状で言及した育鵬社の「6世紀前半には、仏教が伝来しました」との記述は（乙A27の15の2）、552年を排除しているから当然検定意見を付けるべきなのにつけていない。学び舎の「仏教は6世紀前半に百済から伝えられました」（乙A27の15の3）も同様である。

今回の反論は全く成立せず、本検定は明らかなダブスタ検定であるから、違法である。

16 被告は、平安時代中期以降において「国衙」が国内の土地への課税や税の減免についての権限を握っていたことが歴史的事実であるから（乙A28の16の1）、本件申請図書の「白河上皇は、税の免除などの特権を荘園に与えた」との記述は（乙A27の16の1、甲1の71頁）、白河上皇が税の免除主体であると誤って認識するおそれがあり、これは誤りであるから検定意見を付したという。

一方、育鵬社では「上皇は荘園に多くの権利をあたえて保護した」との記述があり（乙A27の16の2）、これは権利を与えた旨述べるのみであって、税を免除したことや、当該権利中に税の免除が含まれる旨明示しているものではないから、本件申請図書と異なり、誤りではないという。

しかし、国衙は、もともとは日本の律令制において国司が地方政治を遂行した役所が置かれていた区画や、役所のことであり、「国衙」が国内の土地への課税や税の減免についての権限を握るようになったとしても、それは白河上皇などの中央政府が権限を与えた結果であり、「多くの権利」と「税の免除」とをそれほど区別する必要は考えられない。

故に、本件はダブスタ検定であるという批判は免れず違法である。

17 訴状において、教育出版の例としての挙げたのは教育出版ではなく帝国書院であるのことは認める。

被告は、本件申請図書の「大化から■■■まで」の記述中（乙A27の17の1、甲1の9、11、49、279頁、巻末折込年表）、「■■■」が何を指すのか不明であるから検定意見を付したという。

「■■■」は伏せ字であり、この部分を伏せ字にしたのは、新元号「令和」の発表が遅れて4月1日にズレ込んだため、4月中旬に文科省に検定申請する教科書の印刷が間に合わなかったからである。被告自身が、「元号を記載していると考えられる部分」と述べているように、ここに元号が入ることは明らかである。5月の天皇の代替わりに伴って新元号が制定されることは確実なのだから、取り敢えず■■■、◆◆、○○、のように伏せ字扱いをしたのである。しかし、この伏せ字のまま生徒の手に渡るわけではない。教科書会社に自主訂制など、二度にわたってチェックされるから、間違っても伏せ字のまま生徒の手に渡ることはあり得ない。それを大真面目に「生徒にとって理解し難い表現である」などというのは詭弁であり、不当である。

しかもこうした事情はどこの教科書も同じで、帝国書院は空欄にしておいたのだが、「生徒が理解し難い表現である」との検定意見をつけなかった。

空欄のままの帝国書院については検定意見を付けずに、伏せ字の本件申請図書には検定意見を付けた。伏せ字と空欄は意味が同じであり、通常、空白と「■■■」とは生徒が見た場合同様に理解するので、被告の主張は詭弁である。甲2の60頁参照。

故に本件申請図書のみを検定意見を付したのはダブスタ検定であり、明らかに違法である。

18 被告は、「1522 マゼラン (ス)」という表記が「読者に対して出航を意識づけている」とする。しかしこの被告の理解は何の根拠もなく、誤りである。

本件申請図書の地図で、マゼランの出航地をポルトガルの首都リスボンとし、同じ頁の年表「⑤ヨーロッパ人による新航路の開拓」では、「1522 マゼラン (ス)」と記したのは、スペインのマゼランがポルトガルのリスボンから出航したということで、問題はない。生徒は、「マゼラン (ス)」を見て、マゼランがスペインから出航したなどとは理解しない。出航国（出航地）は地図を見ればわかるのであり、年表中の「(ス)」や「(ポ)」はスペインのマゼラン、ポルトガルのパスコ・ダ・ガマとの意味であることを生徒は容易に理解する。なお、「スペインのマゼラン」は、「スペイン人のマゼラン」ということではない。甲3の92頁参照。

以上のことから、被告の主張は成り立たず、本件検定は違法である。

19 被告は、本件申請図書の記事が（乙A27の19の1、甲1の162頁）、「坂本龍馬が、後藤象二郎らの関与なしに、徳川慶喜に単独で働きかけを行ったと誤って誤解するおそれがある」と主張する。

しかし、そのようなおそれは全く存在しない。これは詭弁である。「土佐藩を通じて徳川慶喜に大政奉還をはたらきかけたともいわれています。」との記述は、被告主張の、「通説」「後藤象二郎の理解と同意を得たうえで、土佐藩の前藩主である山内豊信（容堂）の理解と同意を得るという段階を踏んで、土佐藩の方針となり、土佐藩の建白書として徳川慶喜に提出された」とどこが違うのか。「土佐藩を通じて」とあるではないか。後藤象二郎の名前を出さなければ、坂本龍馬が徳川慶喜に直接働きかけたことになる、などという読みは、教科書調査官の妄想にすぎない。被告は、後藤象二郎の名前を出さなかったことをもって「歴史的事実が過度に省略されている」などと批評するが、全く当てはまらない。歴史的事実をどの程度具体的に書くかは筆者の自由であり、それが記述上の何かの欠陥になるわけではない。

しかも、最近、「船中八策」不在説が出ている学説状況も見据えて、「はたらきかけたともいわれます」という、断定を避けた慎重な書き方を敢えてしている。

教育出版の、「坂本龍馬と大政奉還」における記述は、「龍馬は（中略）後藤象二郎に「船中八策」とよばれる新しい日本の政治構想を話したといわれています。（中略）後藤は、その後、土佐藩を通じて大政奉還を徳川慶喜に勧め（中略）」とあり（乙A27の19の2）、また、育鵬社の「大政奉還」の「公武合体の立場をとる土佐藩では、坂本龍馬や後藤象二郎が、前藩主の山内豊信（容堂）を通して慶喜に、倒幕派の先手を打って政権を朝廷に返すよう進言しました。慶喜は（中略）政権を朝廷に返すことを発表しました（大政奉還）。」との記述（乙A27の19の5）、日本文教出版の「幕府に代わる政府を考えた海援隊」中の、「海援隊は、幕末、土佐藩（高知県）を脱藩した浪士の坂本龍馬が中心となり、長崎を本拠地として結成された組織です。（中略）政治的結社でもありました。そこでは憲法を定め、議会を開設するという新しい国家構想が議論されました。この構想は、土佐藩の大政奉還建白書に引きつがれていくこととなりました。」との記述（乙A27の19の3）、帝国書院の坂本龍馬の写真解説文中の、「新しい時代に必要な八つの政策を語り、大政奉還の実現に力を尽くしました。」の記述は（乙A27の19の4）、いずれも本件申請図書と同趣旨であり、ダブルスタンダードであり、違法検定である。甲2の168頁、甲3の89頁参照。

以上のことから、被告の主張は成り立たず、本検定は違法である。

20 被告の主張は、絵画を歴史教科書の資料として使用する場合には、必ずその絵画の正式名称を書かなければならず、その点に瑕疵があれば「不正確」となる、というものである。さらに被告は山川出版や学び舎が『 』を使用して絵画の正式名称を表記している、と主張する。

しかし、これら指摘は当を得ていない。

第一に、この絵画は文化史の教材として掲載しているのではなく、ペリー上陸のことがらを伝えている絵画であるというだけの目的で掲載しているものである。ここでは、絵画の正式名称を生徒が覚える必要などない。

第二に、「 」のルールは本件申請図書でも同様に踏まえられている。本件申請図書においても掲載絵画に「 」がついているものについていないものがある。例えば「ペリー神奈川上陸図」には前述の理由で「 」がついていない。他方、歌川広重・画「亀戸梅屋敷」には「 」がついているが、これは文化史上の作品として扱っているからである。

一方、それほど厳密に絵画名を要求しておきながら、育鵬社の場合には（乙A27の20の2）、正式名称は「ペリー提督神奈川上陸図」であるのに、「絵画の正式名称と乖離が多少あるが」などと言いつつ、『ペリー神奈川上陸図』だけでよい」とはあまりに差別的扱いがひどい。ちなみに育鵬社の場合にも「 」はついていない。

明らかなダブルスタンダードであり、違法である。甲2の102頁、甲3の86頁参照。

21 被告は、本件申請図書の図「⑤列強による清国分割」のキャプション説明文では、日本の植民地とされている台湾について、「朝鮮、台湾と、台湾に近い福建省が日本の勢力圏でした。」と説明され、当該図中で、福建省と台湾にまたがって「日本の勢力圏」と記載されているとともに、福建省、台湾及び朝鮮が同一の色で塗色されている（乙A27の21の1、甲1の189頁）。これを見ると、本文、図のいずれにおいても、日本の「領土（植民地）」であった台湾と、「領土外」である朝鮮及び福建省の違いを明確にする記述はないという。

それに比して、育鵬社の「⑦列強の中国進出」の図中では「台湾」、「福建」及び「大韓帝国（韓国）」は日本の勢力範囲として同じ塗色が施されている点で自由社と同一である（乙A27の21の2）が本文中に「清は遼東半島や台湾などを日本に譲る」と書いてあるから検定意見を付けなかったと釈明する。つまり、自由社も育鵬社も領土と領土外を塗色で区別していない点は同じだが、育鵬社は本文に記述があるから検定意見を付ける必要がない、というのである。

しかし、これは重大な事実誤認である。本件申請図書の本文にも、当該図の同じ頁の本文において、「清は朝鮮の独立を認めるとともに、遼東半島や台湾などを日本に譲り渡しました。」と明確に書いており、その点でも育鵬社と全く同じである。甲2の112頁、甲3の84頁参照。

本件申請図書と同じ趣旨であるのに、本件申請図書にだけ検定意見を付けたのであり、明らかなダブスタ検定である。従って本件検定は違法である。

22 被告は、本件申請図書「⑥開戦を聞いた文化人」という囲み記事に、永井荷風、高村光太郎、古川ロッパ及び坂口安吾の文章が引用されているが（乙A27の22の1、甲1の239頁）、坂口安吾の文章は同人の「真珠」という小説の一節であり、小説か日記・エッセイかの別を明示することなく同列に並べるのは公正さを欠くと主張する。

しかし、引用した「真珠」は「昭和文学全集4」の「12月8日の記録」に収録されており、坂口は私小説を得意とする小説家だが、「真珠」は事実をもとにした「エッセイ」と言ってよく、「日記」に近い。こうした個別の作品の性格や特徴を無視して、あまりに一般論に走るのは妥当ではない。

しかし、引用した「真珠」は「昭和文学全集4」の「12月8日の記録」に収録されており、坂口は私小説を得意とする小説家だが、「真珠」は事実をもとにした「エッセイ」と言ってよく、「日記」に近い。こうした個別の作品の性格や特徴を無視して、あまりに一般論に走るのは妥当ではない。

また、被告は、東京書籍の「島崎藤村と「破戒」」中で、島崎藤村の小説「破戒」を紹介しているが（乙A27の22の2）、これは小説であると断って、小説そのものを紹介しているので公正であり問題はない旨主張する。しかし、小説であると断れば公正であるとみなすのは、妥当な主張とは言えない。乙A27の22の2の該当部分には、「「破戒」は、この二人の主人公の生き方を通して、当時の部落差別の実態を描いています。」とあり、小説であると断れば、「当時の部落差別の実態を描いてい」ることになるわけではない。あくまでも引用文献の個別の内容によるのである。

以上の通り、被告の主張は当たらず、従ってこれはダブスタ検定であり、違法である。甲2の311頁、甲3の83頁参照。

23 被告は、本件申請図書、「日本軍の死者数約9万4000人」の記述が（乙A27の23の1、甲1の244頁）、これは正規の徴兵手続を経た日本「軍」の死者の数として、直前まで一般市民であったような人たちなど「軍」とは評価できない人たちが含まれた2万8228人を全て計上した上で、正規軍人6万5908人と合算し、「日本軍の死者約9万4000人」と記述しているもので、不正確であるという。

本件申請図書の「日本軍の死者約9万4000人を出す激戦」のこの数字は、資料の裏付けのある正確なものである。被告も、沖縄戦戦没者の推計状況は、沖縄県出身の軍人と軍属を合算して2万8228人、他都道府県出身の正規軍人が6万5908人であると述べている（合計9万4136人。乙A28の23の1、乙28の23の2）。

ちなみに、山川出版の検定済高校教科書『日本史A 改訂版』（平成28年（2016年）3月検定、平成29年発行）では、「死亡者は18万人余り（そのうち一般人は約9万4000人）にのぼった」との記述がある。（甲第6号証168頁）。一般人を差引けば軍人の死者は約9万人（8万6000人余り）であり、本件申請図書の「日本軍の死者数約9万4000人」と大差ない。

被告は本件申請図書についてのみ、「軍」とは評価できない人たち、という別の基準を持ちだして検定意見を付している。これは極めて悪質で違法なダブスタ検定である。甲2の314頁、甲3の82頁参照。

24 被告の主張は、「破棄」は不正確であるが、「廃止」や「廃棄」は不正確ではないと主張する。

しかし、この三つの用語には一般の生徒から見て大きな違いはない。被告が根拠とする乙A28の24の3を見ても「不要として捨てること」とあり、当事者双方の合意を必須の要素とする用語であるとは言えない。

そもそも日英同盟は、日本と英国が当事者でありアメリカは第三者である。第三者のアメリカはアメリカとしての戦略的意図をもって日本と英国に向けてそれぞれ個別に接触したのである。それは日英双方が合意する前の段階であるから、アメリカの双方への働き掛けはそれぞれに一方向的であり、それゆえに、その働き掛けは「破棄に動いた」が正確な記述である。生徒は、「廃止」ではなく「破棄」と理解した方が大きな歴史の流れを理解できる（甲2の170頁、甲3の80頁）。

以上のとおり、被告の主張は根拠がなく、それ故検は違法である。

25 被告は、「輝元の時代には（中略）関ヶ原の戦いでは西軍の大將格として徳川家康に敗北しました。」との記述は（乙A27の25の1、甲1の108頁）、毛利輝元本人が実際に関ヶ原の戦場に赴き、戦いに参加したものと誤って理解するおそれがあると主張する。

しかし、そういうことを言い出せば、この種の大抵の記述には「誤解」がつきまとう。

例えば、山川出版社では、「石田三成は、毛利輝元らの大名に呼びかけ、1600（慶長5）年に家康と戦ったが敗れた（関ヶ原の戦い）」と記述している（乙A27の25の2）。この記述も被告の流儀で読めば、これによって毛利輝元が実際に関ヶ原の戦場に赴き、戦いに参加したと読み取ることはありうる。しかし、被告はその可能性を否定する。一貫しない恣意的な判断にすぎない。

また、山川出版社の高等学校用『詳説日本史B』（平成24年3月検定、平成25年3月5日発行）及び『詳説日本史B 改訂版』（平成28年（2016年）検定済、平成29年（2017年発行））には、「1600（慶長5）年、三成は五大老の一人毛利輝元を盟主にして兵をあげた（西軍）。対するのは家康と彼に従う福島正則・黒田長政らの諸大名（東軍）で、両者は関ヶ原で激突した（関ヶ原の戦い）」との記述があり（前者は甲第7号証の1、後者は甲第7号証の2。いずれも170頁）、検定に合格している。

「大將格として」と「盟主にして」とで、戦場に赴いたかどうかの違いがあるのか。これもダブスタ検定であり、違法である。甲2の98頁、甲3の79頁参照。

26 文科省は、検定意見を付した趣旨として「イギリスとオランダの対立関係」などを書くべきであるとしていた。しかし、ここで、詳細を書く必要もスペースもない。もし文科省の主張のとおりだとしても次のとおり、東京書籍と育鵬社も本件申請図書と同様に対立関係を明示的には書いていない。

東京書籍：「イギリスの軍艦が長崎の港に侵入する事件が起きました。」「イギリスの軍艦フェートン号が、オランダ船をとらえるために長崎港に侵入。オランダ商館員をとらえて、まきと水、食料を要求しました。」（乙A27の26の2）

育鵬社：「1808（文化5）年、イギリスのフェートン号が長崎港に侵入し、オランダ商館員を連れ去り港内で乱暴を働く事件が起きました。（フェートン号事件）」「イギリスの軍艦フェートン号がオランダの船を追って侵入。オランダ商館員を捉え、薪や水を要求。」（乙A27の26の3）

そこで、文科省に対して原告が反論書において、「東京書籍と同趣旨の記述がある」旨反論すると、驚いたことに文科省は、反論認否書において「フェートン号の目的が薪水強奪にあったと誤解するおそれがある」と検定意見の理由を変更してきた。文科省は、東京書籍とダブルスタンダードになることに気が付き「指摘事由」を変更したのである（甲2の65頁）。この行為自体がもはや違法ではないのか。今回の被告の反論は、上記変更した理由を主張しているのである。

では百歩譲って、新たな指摘事由で3社記述を見比べても、一体どこが違うのか。みな「オランダ船館員をとらえ」「薪と水を要求」と記述している。本件申請図書の記述では「オランダ商船の拿捕」が目的と理解できない、と主張するなら、なぜ東京書籍・育鵬社の記述で中学生は理解できると言えるのか。本件申請図書では誤解し、他社2社については誤解の恐れはない、という被告の主張には到底無理があると言わざるをえない。結局のところ、どうあってもダブルスタンダードになるのである。

ちなみに被告は、「②主な外国船の接近」の表の、フェートン号接近の「目的等」の欄の「薪水強奪」の記述（甲1の156頁）を特に問題としているようであるが、被告は「目的等」の「等」を無視している。「等」は目的以外の態様などを含むものである。甲2の63頁、甲3の78頁参照。

以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、明らかな違法である。

27 被告は「大宰府」(政庁)と「太宰府」(地名)の区別が現代になって提唱された便宜的なものであること、歴史上混用されてきたこと、の2つの理由から、本件申請図書の記述(乙A27の27の1、甲1の50頁)について、生徒が、その区別が歴史を通して一貫したものであるかのように誤解すると主張する。

しかし、そうであれば、山川出版社の「大宰府政庁跡(太宰府市)」という表記も認めてはならないはずである。同社の「大宰府政庁跡(太宰府市)」「遠(とお)の朝廷((みかど)」と呼ばれ、九州全体を統括するとともに国の外交や軍事の拠点である役所「大宰府」が置かれた。」の記述(乙A27の27の2)にはむしろ何の説明もなく、生徒は、「太宰府市」に「大宰府」が置かれたとの記述を見て、誤植かと思ってむしろ混乱する。

なぜなら、被告によれば政庁は時代によって「大宰府」と書かれたり「太宰府」と書かれたりしてきたのだから、どちらの書き方をしても、一貫してどちらか一方の書き方であったと生徒は誤解するであろう。

さらに、山川出版の見本本(検定済直後作成して文科省に提出するもの)では、39ページ本文(乙A27の27の2は59頁)に「・・・中大兄王子は、唐や新羅の攻撃に備えて防衛政策を強化した。外交や軍事の拠点である大宰府(福岡県)を守るために水城を築き・・・」と「大宰府」を地名で使い、同じ40ページの(図)㊦律令国家の仕組みでは「大宰府」を政庁名として使っている(甲第8号証の1)。

また、甲8の1の供給本(見本本提出後発見された誤りやその後の情勢変化に伴う事項を訂正したもの)では、40ページ、(図)㊧古代の行政企画(9世紀)ではその位置を「大宰府」と記している(甲第8号証の2)。

これでは生徒はますます混乱するのではないか。にもかかわらず、文科省はこれを不問に付し、何も注記しない方が正しいというものでまさに詭弁である。

公平でなければならない検定が不公平になされており、これも本件申請図書を狙い撃ちにした違法検定である。甲2の126頁、甲3の76頁参照。

なほ、上記のとおり、同じ教科書であるのに、古代の行政企画の地図に、見本本にはなかった「大宰府」との地名を供給本で訂正したのはどのような意図なのか疑問である。訂正についても当然文科省が許可しており、生徒はますます混乱するのである。

28 被告は、「太政官」の読み方について、律令制の官庁を「だいじょうかん」、明治政府の行政機構を「だじょうかん」と読むという明確なルールが定まっていたという歴史的事実はないので(乙A28の28の1ないし3)、そのようなルールが存在するかのように「生徒が誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))であると主張する。

しかし、このようなもっともらしい被告の主張は文科省自身の実際の行動によって破綻しているのである。文科省は様々な時代に「だいじょうかん」あるいは「だじょうかん」の読みを付した各社の「断定的な」記述をことごとく認めている。

そして被告は、それを正当化するために、「それぞれの時代において、より広く用いられたと考えられている『太政官』の読み仮名をそれぞれ付したものである」と述べている。しかし、被告が言うとおりの確定的なルールが存在しないのであれば、どちらかの読みだけをつけることは被告の主張する原則に反することになる。

この点で示唆的なのは、高校教科書において、明成社「最新 日本史」(平成25年3月)では「太政官」について、「だいじょうかん」を縦書き右の読み(主)とし、「だじょうかん」を縦書き左の読み(従)とする二通りを付している(甲第9号証190頁)という事実である。文科省の指示に従えば、二通りの読みを付けた教科書のみが合格の基準を満たしていることになる。しかし中学校ではそのような教科書は一つもない。

このように、文科省は言っていることとやっていることが矛盾している。各時代について「より広く用いられたと考えられている」読み仮名をつけることが許されるならば、大まかに、古代律令制下でより広く用いられる読み方として「だいじょうかん」を、近代においてより広く用いられている読み仮名を「だじょうかん」と提示しても許されることになろう。

厳格なルールが存在しないからいかなる一般化も拒否するという文科省の主張は、文科省は原告の教科書を一発不合格にするために持ち出された方便に過ぎないことをみずから暴露している。

以上のように、被告の主張は破綻しているから、本検定は違法である。

29 被告が検定意見を正当化するために持ち出した理屈は、①資料的根拠がない、②学術論文がない、③歴史学の通説的考え方とは言えない、の3点セットである。

笑止千万である。山川出版社の「検定に合格した」記述をもう一度引用しよう（乙A 27の29の2）。

①千島の奥も 沖縄も 八洲の内の 守りなり

（小学唱歌集初編に所収された歌詞）

②千島の奥も 台湾も 八洲の内の 守りなり

（日清戦争後）

③台湾の果ても 樺太も 八洲の内の 守りなり

（日露戦争後）

これについて山川出版社は「日本の領土拡大とともに歌詞がどのように変更されているか見てみよう」と書き、本件申請図書は「これは、国境が画定したのを受けて、千島から沖縄までが日本（やしま）だということを国民に教える意味も込められており、国民国家をつくる上で重要なことでした」と書いた。文科省は、山川の記述は合格で、本件申請図書の記述は①史料、②学術論文、③通説の3つの根拠が揃わないから不合格であるとする。

しかし、読者は、どちらの記述も常識的に納得できるものであり、当たり前のことを書いているだけであると受け止めるに違いない。領土拡大を肯定的に受け止めるか、否定的に受け止めるかに関係なく、読者は同じような感想をもつはずである。

歴史教科書には、ごく最近の出来事を含めて無数の事象が書き込まれている。それらのアイテムのすべてについて、3点セットを満たさなければならないと本当に被告が考えているとしたら、狂気の沙汰である。3本の刀を振り回して人を切りつけるのは愚かな行為である。詭弁もここに極まればである。

生徒は、本件申請図書よりもいっそう「国境が画定したのを受けて、千島から沖縄までが日本（やしま）だということを国民に教える意味も込められており、国民国家をつくる上で重要なこと」であると理解するのではないか（甲3の70頁）。

以上の通り、被告の主張はあまりに非常識な愚論であり、ダブスタ検定であり、違法である。甲2の210頁及び甲3の70頁参照。

30 被告は、本件申請図書「⑥「漢委奴国王」の金印」中、「西暦57年、「倭の奴国が朝貢したので、光武帝は金印を賜った」という記事が『後漢書』にのっています。」との記述中（乙A27の30の1、甲1の35頁）の、「倭の奴国が朝貢したので、光武帝は金印を賜った」の部分は『後漢書』の引用と評価され、『後漢書』で光武帝が賜ったのは「印綬」と記述されているので（乙A28の30の1及び2）、不正確な記述であるという。

しかし「金印」ではなく「印綬」と記述しているのは、検定申請各社の中で、東京書籍及び山川出版社だけである。この両社も本文では「皇帝から金印を授けられたと記されています」（東京書籍、乙A27の30の2）とか、「倭の奴国王に金印をあたえたことが記されている」（山川出版、乙A27の30の3）と記述している。

被告は、東京書籍以下の6社について「史料を引用したと評価される記述方法ではないため、史料に照らして『不正確』と評価することはできない」としているが、意味不明である。二社はいずれも『後漢書』などに言及しており、本件申請図書との差別化には意味がない。甲3の69頁参照。